



## 水道料金の基本料金

### 【令和7年（2025年）8月および9月検針分】を全額減免します

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して経済的負担の軽減を図るため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、水道料金の基本料金を減免します。

#### 1 事業名 「水道基本料金負担軽減対策事業」

#### 2 対象者

水道供給区域のうち柏崎市内全ての給水契約者  
個人及び事業者を問いませんが、国、県、市の施設等は対象外となります。  
・対象件数：約 39,800 件（1 か月）



#### 3 対象期間

令和7（2025）年8月および9月検針の2か月分



#### 4 減免する水道基本料金

水道基本料金はその口径毎に設定されており、下表の料金を1か月当たり減免します。減免額は2か月分総額、約9,020万円です。

【参考】柏崎市の一般家庭1か月平均使用量：約14 m<sup>3</sup>（仮に口径13mm）で計算すると・・・1か月の水道料金 **2,589 円**

➡ 1か月の水道料金支払金額

2,589 円 - 1,045 円（減免額） = **1,544 円（減免後支払額）**：約40%減

No.	口径 (mm)	基本料金 1か月分(税込：円)	No.	口径 (mm)	基本料金 1か月分(税込：円)
1	13	1,045	5	50	10,978
2	20	1,078	6	75	22,913
3	25	1,815	7	100	68,090
4	40	5,511	8	100超	266,354

注意) 水道料金の従量料金と下水道使用料は減免対象外です。

#### 5 その他

- (1) 各給水契約者様からの申込手続は不要です。
- (2) 8月および9月の「水道検針のお知らせ（検針票）」は、減免された金額での表示となります。
- (3) 使用量が0 m<sup>3</sup>の場合、納付書は発行されません。

